

9月1日(月)は防災の日

8月30日(土)～9月5日(金)は防災週間

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594



「防災の日」は、大正12年に関東大震災が起きた日です。「防災週間」は、台風、地震などの災害についての知識を身につけ、備えてもらうために定められました。この機会にご家庭において防災・減災について話し合い、災害に備えましょう。

市では、第3日曜日を「家庭防災の日」としています。日ごろから、いつくるかわからない災害に備えましょう。

身近な対策の例

- ・保存の利く食品や水等の家庭用備蓄品を最低でも1週間分は備えておきましょう。
- ・住民一人ひとりの避難計画であるマイ・タイムラインを作成してみましょう。

- ①自宅(周辺)の状況は?
②いつ避難する?
③避難する場所は?
④避難するときに
もっていくものは? など

災害発生前から事前に考えておくことが大切です。
作成後は、目のつきやすい場所に置き、災害発生後の速やかな避難行動に役立てましょう。
※マイ・タイムラインの様式は、「つしま防災ポータル」からダウンロードできます。



▲つしま防災ポータル

災害対策をお手伝いする市の取り組み

市では、災害対策の一環として、飛散防止フィルム貼付事業および家具転倒防止金具取付事業を無償で行うとともに、感震ブレーカーの設置費を補助しています。

飛散防止フィルムの貼り付け

災害時、割れて飛び散ったガラスによって、怪我をする可能性や避難経路が断たれてしまうことがあります。飛散防止フィルムはガラスの飛散を抑制し、ガラスの飛散による怪我のリスクを減らすだけでなく、避難経路の確保にも効果が期待できます。

家具転倒防止金具の取り付け

阪神・淡路大震災では、建物自体の被害がない場合でも、多くの家で家具の転倒・落下による怪我の被害が出ました。また、倒れた家具により、部屋の出入口がふさがれ避難が困難になることも考えられます。家具転倒防止金具を取り付けることで、家具の転倒による怪我のリスクを減らし、避難経路の確保にもつながります。

感震ブレーカー設置の補助

近年の大規模地震発生時には建物の倒壊だけでなく、電気に起因する火災が多く発生しています。阪神・淡路大震災や東日本大震災において発生した火災のうち、原因の特定されたものの過半数が電気に起因するものでした。感震ブレーカーを設置することで、大規模な地震における火事のリスクを減らすことができます。

立退き避難について

以前は、避難情報が発令されたときには小学校へ立退き避難することが一般的でした。

しかし近年は、感染症のまん延やペット同伴などの問題から条件次第では自宅や親戚、知人宅に避難する方も多くなりました。安全と快適を兼ね備えた空間へ、早い段階での避難を検討してください。

※詳しくは、「つしま防災ポータル」をご覧ください。

サイレン吹鳴のお知らせ

市では、防災訓練の1つとして、サイレン吹鳴を次のとおり実施します。

日時 9月2日(火) 正午

場所 市消防本部
市消防団(各分団車庫)

方法 サイレン(1回)45秒

「まさかの! 火事」

住宅用火災警報器で助かる命があります。

問合 消防本部予防課設備G
☎23-0419

住宅用火災警報器は住宅火災を早期に把握し、逃げ遅れを防ぐことができます。

奏功事例

- ①1階居間のこたつの消し忘れで出火。2階で就寝中の居住者が階段の住宅用火災警報器の鳴動で火災に気づき、**通報・避難できた。**
- ②鍋を火にかけたままその場を離れたところ、室内に煙が充満し住宅用火災警報器が鳴動した。警報音に気づき**早期に対処でき、火災には至らなかった。**
- ③就寝中、住宅用火災警報器が鳴動、目を覚ますとテーブル上の灰皿周囲から出火しているのを発見。**初期消火ができ、被害を最小限に抑えることができた。**

すべての住宅に
住宅用火災警報器の
設置は義務化されて
います!



維持管理も行ってください

定期的な点検を!

ボタンを押すまたは紐を引いて定期的に点検しましょう。
警報音とランプが付かなければ交換が必要です。

10年を目安に交換を!

設置後は、電池の消耗だけでなく感知センサー部分の機器寿命も含め10年を目安に本体すべての交換をお願いします。



取り付け支援します

ID 111115480

住宅用火災警報器の取り付けが困難な高齢者や障がい者世帯を対象に、消防職員がお宅を訪問し、無償で取り付けをお手伝いします。取り付けする住宅用火災警報器は、ご自身で用意してください。

申込方法

市ホームページから申請用紙をダウンロードし、問い合わせ先へお申し込みください。申請書は消防本部でも用意しています。

代理の方の申し込みも可能です。

私たちが
取り付けを
お手伝いします!



住警器設置で
安全な暮らし



戸籍氏名の振り仮名をご確認ください

ID 316549300

本籍地の市区町村から、戸籍に記載する予定の振り仮名の通知が届きます。津島市に本籍がある方へは、7月末から順次お届けしています。

振り仮名が誤っている場合の届出の方法など、詳しくはお届けするはがきをご覧ください。マイナポータルを利用したオンラインでの届出が便利です。

問合 市民課市民・戸籍G
☎24-1112

戸籍に記載する予定の**フリガナ**の通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
----	----------------

【氏の振り仮名】

氏	法 務
振り仮名	ホウム
氏の振り仮名の届出が可能な方	法務 太郎 様のみ

【名の振り仮名】

① 名	太 郎
振り仮名	タロウ
② 名	京 子
振り仮名	キョウコ
③ 名	正
振り仮名	タダシ
④ 名	ゆり
振り仮名	ユリ

①～④の方が個別に届出可能です。
〔未成年者については、親権者からの届出も可能です。〕

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



年金受給者のみなさんへ



▲日本年金機構ホームページ

戸籍に記載する予定の振り仮名を変更する場合、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。

変更が必要な方に対しては、日本年金機構から氏名変更のお知らせが届きます。**なお、氏名変更のお知らせが届く前に口座名義を変更すると年金の支払いが一時的に止まる可能性がありますのでご注意ください。**

問合 保険年金課医療・年金G
☎24-1114
中村年金事務所
☎052-453-7200

集団による健康診査・がん検診のセット検診を実施します

日程 8月31日(日)、9月7日(日)・8日(月)

時間 午前9時～11時30分

場所 総合保健福祉センター

内容 健康診査、がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん)

※セット検診のため、どれかを選択して受診することはできません。

すべての検診を受診してください。

対象 次のいずれにも該当する方

- ・検診実施日に、津島市国民健康保険に加入中の昭和61年3月31日以前生まれの方、または後期高齢者医療に加入中の方
- ・セット検診のうち、今年度に1つも受診していない方

定員 各日28人(先着)

申込 8月4日(月)～14日(木)に、電話で下記へ。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

ID 513708685(セット検診)

ID 807140824(特定健康診査)

ID 241034925(がん検診等)



国民健康保険に加入している方へ

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

高額療養費の手続き

同じ月内に、医療機関窓口で支払った自己負担金のうち、自己負担限度額を超えた額が支給される制度です。申請が必要な方には、個別に通知します。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

国民健康保険加入者が医療機関に提示すると、医療費の窓口負担が自己負担限度額までの支払いで済みます。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯の方は、交付できない場合があります。

持ち物 資格確認書等、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類

※マイナ保険証をお持ちの方は、認定証の事前申請は不要となりますのでぜひご利用ください。



窓口一部負担金減免制度

失業等により収入が著しく減少し、一時的に医療機関などへの一部負担金(医療費)の支払いが困難な場合に、その支払いを免除・減額・支払猶予する制度です。

申請には、収入に関する証明書や申告書類等のほか、受診する医療機関の証明が必要です。

申請期限 減免理由が発生した日から6カ月以内
適用期間

免除・減免…申請月を含めて3カ月以内(再申請によりさらに3カ月以内を限度に延長可能)

支払猶予…6カ月以内



出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金として出生児1人につき50万円支給します。

※「産科医療補償制度」に加入している医療機関で、妊娠22週以降の出産(流産または死産も可)の場合です。産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産、または妊娠12週以上22週未満での出産の場合は、48万8,000円となります。



出産育児一時金直接支払制度

医療機関にて手続きをしていただくことにより、市から出産育児一時金を直接医療機関などに支払います。

これにより医療機関などでの支払いは、出産費用から出産育児一時金を差し引いた金額となります。

なお、この制度を利用しなかった場合や、出産費用が出産育児一時金の額を下回った場合は、出産後に窓口で請求手続きをしてください。

持ち物 資格確認書等、領収・明細書、母子手帳、直接支払制度合意文書

交通事故にあった場合

交通事故をはじめ、第三者(他人)の加害行為によって傷病(病気・けが)を受けた場合でも、届けを出すことにより、国民健康保険で治療が可能です。

なお、加害者と示談する場合は、問い合わせ先に連絡してください。

持ち物 資格確認書等、印鑑(朱肉を使用するもの)、マイナンバーが分かるもの、事故証明書



税に関する

固定資産税(家屋)の減額措置

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264

住宅耐震改修をしたとき

対象家屋 昭和57年1月1日以前に建築され、令和7年中に工事費が50万円を超える耐震改修を行ったもの

減額される額 令和8年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が2分の1減額

※認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和8年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額、通行障害既存耐震不適格建築物にあたる家屋は、令和8年度分が3分の2、令和9年度分が2分の1減額(減額範囲はすべて120㎡分まで)

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

高齢者等居住改修(バリアフリー改修)をしたとき

対象家屋 新築から10年以上経過し、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障がいのある方のいずれかが居住されている住宅のうち、令和7年中に工事費(自己負担分)が50万円を超えるバリアフリー改修を行ったもの(賃貸住宅を除く)

対象工事

廊下の拡幅、手すりの設置、階段の勾配緩和、床の段差解消、浴室の改良、引き戸への取り替え、トイレの改良、床の滑り止め化

減額される額 令和8年度分の当該家屋の固定資産税の税額(100㎡分まで)が3分の1減額

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

熱損失防止改修(省エネ改修)をしたとき

対象家屋 平成26年4月1日以前に建築され、令和7年中に、改修工事に要する費用(自己負担分)が60万円を超える改修を行ったものもしくは断熱改修に係る工事費が50万円超、かつ、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超える改修を行ったもの

対象工事

①窓の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

※①の工事または①を含む改修工事であり、外気等と接する部分の工事に限ります。また、改修工事によりそれぞれの部分が現行の省エネ基準に新たに適合することになる工事です。

減額される額 令和8年度分の当該家屋の固定資産税の税額(120㎡分まで)が3分の1減額

※認定長期優良住宅に該当することとなった家屋は、令和8年度分の当該家屋の固定資産税の税額が3分の2減額

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象となっている年度は減額の適用を受けることができません。

申請期日 改修後3カ月以内に問い合わせ先へ申請してください。

お知らせ



固定資産価格通知書交付廃止のお知らせ

これまで市内不動産(土地および家屋)にかかわる所有権移転登記などの申請をされる際に、登録免許税の算定のために市から無料で交付していた「固定資産価格通知書」の交付について、令和7年9月26日(金)をもって廃止します。

固定資産価格通知書に代わり登録免許税の算定に活用できるもの

帳票の種類	取得方法	手数料	備考
固定資産税・都市計画税課税明細書	毎年4月発送の納税通知書に添付		再発行不可
固定資産 名寄帳兼課税(補充)台帳	税務課窓口にて発行	300円/通 ^{※1} (縦覧閲覧期間 ^{※2} は無料)	本人または 同一世帯以外 の方は 委任状が必要
固定資産評価証明書		300円/通 ^{※1}	

※1 1名義、1年度分で1通です。

※2 4月1日～30日(市役所閉庁日は除く)

問合 税務課固定資産G ☎55-9264

定額減税調整給付金(不足額給付)の給付について ID 647013740

昨年度に実施した定額減税調整給付金の給付額に不足が生じる方等に給付を行います。

対象 令和7年1月1日に津島市に住民登録があり、以下の①または②に該当する方(合計所得金額が1805万円超の方は対象外)

①不足額給付I 令和6年分所得税および定額減税可能額の実績等が確定した後に、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた方

②不足額給付II 以下のすべての要件を満たす方

- ・税制度上「扶養親族」の対象外
- ・令和6年分所得税、令和6年度住民税所得割ともに非課税
- ・低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主および世帯員に該当しない

申請方法・期限 ①と②で申請方法・期限が異なります。

①不足額給付I 対象者へ8月上旬ごろに支給確認書等を送付しますので、確認書に必要事項を記入し、添付書類とともに10月31日(金)までにご提出ください。

※令和6年1月2日以降に転入された方は、支給確認書が送付されませんので、ご自身での申請が必要となります。

②不足額給付II 該当者をご自身での申請が必要となります。申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに10月15日(火)までにご提出ください。申請書は市ホームページまたは受付窓口で取得できます。

申請先

窓口の場合 市役所1階定額減税調整給付金受付窓口

郵送の場合 〒496-8686 津島市役所税務課宛

問合 津島市定額減税調整給付金 受付窓口・
コールセンター ☎24-1151(8月1日(金)開設)

個人事業税第1期分の納期限は 9月1日(月)です

8月中旬に県から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、MMK
端末設置店、県税事務所もしくはスマートフォン決
済アプリなどで納付してください。



▲県ホームページ

問合
西尾張県税事務所
☎0586-45-3279

家屋の取り壊しや新增築等を お知らせください

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として課税します。

そのため、賦課期日までに家屋の取り壊しや新增築、用途変
更、未登記家屋の名義変更、土地の利用状況の変更などをされ
た場合はご連絡ください。

※令和7年1月2日以降に新增築された家屋について、固定資産
税評価額を算出するため、税務課家屋担当調査員による家屋
調査を随時実施していますので、ご協力をお願いします。

問合 税務課固定資産税G ☎55-9264